

電子機器利用設備を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書

事業	・	・	法人名
年度	・	・	

供用廃止設備の明細	資産	種類	1				
		設備の名称	2				
		輸入機器である場合には、輸入の許可年月日	3	昭平 . . .	昭平 . . .	昭平 . . .	
		賃借年月日	4	昭平 . . .	昭平 . . .	昭平 . . .	
		リース契約期間の月数	5	月	月	月	
		指定事業の用に供した年月日	6	昭平 . . .	昭平 . . .	昭平 . . .	
		指定事業の用に供しなくなった年月日	7	平 . . .	平 . . .	平 . . .	
		指定事業の用に供した月数 (7)-(6)	8	月	月	月	
	税額相対除限度	リース費用の総額	9	円	円	円	
		基準リース料 $(9) \times \frac{60}{100}$	10				
		税額控除限度額相当額 $(10) \times \frac{7}{100}$ 又は $\frac{8.4}{100}$	11				
供用廃止設備のリース税額控除実施額の計算	供用年度のリース税額控除額の計算	供用年度のリース特別控除額 (別表六(二十八)「4」の供用年度分)	12				
		(12) 既に特別控除を受けたリースのうち、(13) 及び (14) の計	(13) の計	13			
			①又は (①+②)	14		(17)の①	(17)の①+②
			(13) + (14)	15			
	供用廃止設備のリース特別控除額相当額 (12)-(15) (マイナスの場合は0)	16					
	供用年度のリース税額控除実施額 (11)と(16)のうち少ない金額	17	①	②			
	供用年度後のリース税額控除実施額の計算	供用年度後の繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額 (別表六(二十八)「5」の合計額)	供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額	18			
			供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額 (別表六(二十八)「7」の供用年度分)	19			
		(18)のうち供用年度前の繰越税額控除限度超過額の控除実施額	20				
		(20)のうち供用年度後の繰越税額控除限度超過額の控除実施額の計算	(21) の計	21			
			③又は (③+④)	22		(26)の③	(26)の③+④
			(21) + (22)	23			
		供用廃止設備の繰越税額控除限度超過額控除実施相当額 (18)-(19)-(20)-(23)	24				
		(1) - (17)	25				
	供用年度後のリース税額控除実施額 (24)と(25)のうち少ない金額	26	③	④			
	供用廃止設備のリース税額控除実施額 (17)+(26)	27					
リース特別控除の取戻税	(11) と (27) のうち少ない金額	28					
	リース特別控除取戻税額 $(28) \times \frac{(5)-(8)}{(5)}$	29					
	リース特別控除取戻税額の合計額	30			(29)の計		
(11)の金額が(27)の金額を超える場合	供用廃止設備を指定事業の用に供しなくなった事業年度後の繰越税額控除限度超過額の調整額 (11)-(27)	31					

供用廃止設備の供用年度に指定事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細

設備の名称	32				計
指定事業の用に供した年月日	33	昭平 . . .	昭平 . . .	昭平 . . .	
指定事業の用に供しなくなった年月日	34	昭平 . . .	昭平 . . .	昭平 . . .	
リース費用の総額	35	円	円	円	円
供用年度のリース税額控除実施額	36				
供用年度後のリース税額控除実施額	37				
リース税額控除実施額 (36)+(37)	38				

別表六（二十七）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が平成14年改正前の措置法（以下「平成14年旧措置法」といいます。）第42条の6第6項《電子機器利用設備を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は、供用廃止設備の供用年度の異なるごとに用紙を改めて記載します。
- 2 「種類1」及び「設備の名称2」には、電子機器利用設備の耐用年数省令別表第一及び第二に定める種類及び設備の名称を記載します。
- 3 「輸入機器である場合には、輸入の許可年月日3」には、昭和61年4月1日から平成2年3月31日までの間に賃借をした電子機器利用設備が輸入機器である場合に、当該輸入機器に係る輸入申告書の許可・承認年月日を記載します。
- 4 「リース契約期間の月数5」及び「指定事業の用に供した月数8」は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。
- 5 「税額控除限度額相当額11」の「 $(10) \times \frac{7}{100}$ 又は $\frac{8.4}{100}$ 」は、昭和61年4月1日から平成2年3月31日までの間に賃借をした電子機器利用設備が輸入機器である場合には「 $\frac{8.4}{100}$ 」を適用して計算した金額を、その他の場合にあつては「 $\frac{7}{100}$ 」を適用して計算した金額を記載します。
- 6 「供用廃止設備のリース税額控除実施額の計算12～27」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「供用年度のリース税額控除実施額の計算12～17」の各欄は、供用廃止設備の供用年度において平成14年旧措置法第42条の6第3項《リース税額控除》の規定により、その供用年度の法人税額から控除された金額のうち、供用廃止設備に係るリース特別控除額相当額を計算します。

イ 「供用年度のリース特別控除額12」には、別表六(二十六)の「リースに係るもの4」の供用年度分の金額を記載します。

ロ 「(12)のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた設備がある場合13～15」の各欄は、当期の供用廃止設備の供用年度において指定事業の用に供した他の供用廃止設備につき、当期前に既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備及び当期の供用廃止設備が2つ以上ある場合に、それぞれ記載します。
 - (2) 「供用年度後のリース税額控除実施額の計算18～26」の各欄は、供用廃止設備の供用年度終了の日の翌日以後1年以内に終了した事業年度において平成14年旧措置法第42条の6第4項《繰越控除》の規定により、当該事業年度の法人税額から控除された金額のうち、供用廃止設備に係る繰越税額控除限度超過額控除実施相当額を計算します。

イ 「供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額18」には、別表六(二十八)の「前期繰越分に係るもの5」の金額のうち、供用廃止設備の供用年度終了の日の翌日以後1年以内に終了した事業年度に係る金額を記載します。

ロ 「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額19」には、平成14年改正前の措置法令（以下「平成14年旧措置法令」といいます。）第27条の6第10項第2号イに規定する供用廃止設備の供用年度における繰越税額控除限度超過額のうち「取得に係るもの」の控除額を記載します。

ハ 「(18)のうち供用年度前の繰越税額控除限度超過額の控除実施額20」には、平成14年旧措置法令第27条の6第10項第2号ロに規定する供用廃止設備の供用年度開始の前日1年以内に開始した各事業年度における繰越税額控除限度超過額のうち、供用廃止設備の供用年度後において控除した金額を記載します。

ニ 「供用年度のリース控除の対象設備のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた設備がある場合21～23」の各欄は、当期の供用廃止設備の供用年度において指定事業の用に供した他の供用廃止設備につき当期前に既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の供用年度後のリース税額控除実施額及び当期の供用廃止設備が2つ以上ある場合に、それぞれ記載します。
 - 7 「リース特別控除取戻税額の合計額30」の金額は、別表一(一)の「5」、別表一(二)の「10」又は別表一(三)の「5」にそれぞれ移記してください。
 - 8 「供用廃止設備を指定事業の用に供しなくなった事業年度後の繰越税額控除限度超過額の調整額31」は、平成14年旧措置法令第27条の6第12項《繰越税額控除限度超過額から控除する金額》の規定の適用を受ける場合に記載します。
 - 9 「供用廃止設備の供用年度に指定事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細」の各欄は、当期の供用廃止設備の供用年度と同一年度において供用した他の供用廃止設備で当期前において既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた設備の明細を記載します。この場合、「供用年度のリース税額控除実施額36」の「計」は「13」欄に、「供用年度後のリース税額控除実施額37」の「計」は「21」欄にそれぞれ移記します。